

随意契約によることとした理由

1 業務名

広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務

2 業務概要

現行の「広島市地域公共交通計画」が、令和8年度末で計画期間を終了することから、令和9年3月の改定に向けて、仮説検証型のデータ分析や課題の整理、具体策の検討などを行うものである。なお、次期計画期間は5年間とする。

3 契約の相手方

(1) 所在地

広島市東区光町二丁目1番24号

(2) 商号又は名称

株式会社福山コンサルタント中四国支社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、現行の「広島市地域公共交通計画」が、令和8年度末で計画期間を終了することから、令和9年3月の改定に向けて、仮説検証型のデータ分析や課題の整理、具体策の検討などを行うものである。その実施に当たっては、国が作成した「地域公共交通計画のアップデートガイドダンス」（令和7年3月公表）を踏まえた仮説検証型のデータ分析など、公共交通全般に係る高度な専門知識やノウハウなどが必要となることから、受託者の選定に当たっては、入札金額だけで受託者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる公募型プロポーザル方式を採用した。

本プロポーザルでは1者から提案書が提出され、「広島市地域公共交通計画の改定に係る調査検討業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者を受託候補者として特定した。

プロポーザル方式にて選定した相手方と締結する委託契約については、上記4の規定に該当するため、随意契約を行うものである。